

## 申請手続きフロー



座間市都市公園条例第3条第1項に該当する公園使用の問い合わせ  
(電話又は窓口にて)



公園の空き状況、審査基準に適合しているか確認



公園緑政課と事前相談（窓口にて）



審査基準に適合しているかチェックリストで互いに確認  
申請に必要な書類を伝え、事前相談確認書にサイン



使用日の15日前までに申請書・添付書類の提出



最終決定は、提出書類の審査後であることを伝える



提出書類の審査を行い、許可の場合は許可書を渡し、不許可の場合は文書で回答する

